

防 疫 必 携

厚生省防疫課編

第1輯
総論

東京醫學書院大版

第3節 予防接種液の種類

予防接種液は、使用する病原体によつて、次のように分けられる。

- a. 死菌体を成分とするもの
　　脛チフス・パラチフスワクチン、百日咳ワクチン、コレラワクチン、赤痢ワクチン等
- b. 納菌株を成分とするもの
　　痘苗、BCG
- c. 不活化ウイルスを成分とするもの
　　狂犬病ワクチン、インフルエンザワクチン、日本脳炎ワクチン等
- d. トキソイドを成分とするもの
　　ジフテリアトキソイド、破傷風トキソイド
- e. 不活化リッケツヤを成分とするもの
　　炭痘ナフスワクチン

第4節 接種方法

予防接種液を接種する方法は、大別して初回免疫と追加免疫とに分けられる。

1) 初回免疫

生後はじめて行う予防接種で、いまだ全然免疫ができていない生体に対して行う予防接種である。しかし、実際には、ジフテリアの如く母体から免疫が残っている場合及び自然感染の場合の免疫もあり得るので、全然免疫がない場合といい切つてしまふことはできない。

2) 追加免疫

初回免疫の後、一定期間経つて、その免疫効果が衰えた場合、補助の意味で行うものをいう。初回免疫の後、長期間を経過して、全く初回免疫の効果が消失した場合に行う予防接種は、正確には追加免疫とはいえない。一般的に、種痘を除く初回免疫は、充分な免疫をつくるという意味で、充分量を数回にわけて、皮下に行い、追加免疫は、初回免疫の接種量より少

量を、皮内或いは皮下に1回だけ行う。これは追加免疫の場合は、組織が初回免疫によつて、免疫体産生能力が鋭敏になつてゐるため、初回量よりも少量で、充分免疫効果をあげ得るためである。

第5節 予防接種と感染

予防接種により、免疫をえても、濃厚な菌の侵入をうけた場合、又はその他の要因によつて、感染が成立することは、時にありうることである。しかし、たとえ感染しても、その予後は良好であり、又症状も一般に軽い。

厚生科学研究所バラ研究所の行つた、腸チフス予防接種と重症度との関係の調査をみれば、第30表に示す通りである。

結病1年以内に予防接種をうけた群では、51.9%が軽症であるに対し、うけなかつた群では、

第30表 腸チフス予防接種と重症度

27.2% が重症であるに過ぎない。	発病1年以内に接種群 同非接種群	
	軽症	重症
この資料からも、予防接種すれば感染しても、予後は良好であることが伺われる。	51.9%	27.2%
この資料からも、予防接種すれば感染しても、予後は良好であることが伺われる。	中等症・重症	48.1%

なお、この問題は、予防接種による免疫の接種期間と関係があるが、これについては、各論において述べる。

第3章 予防接種の実施

予防接種の実施は、法第5條により、保健所長¹⁾の指示をうけ、市町村長²⁾が実施するようになつてゐる。

実施する予防接種としては、定期に行うものとして、痘そう、腸チフス、

340 第12篇 予防接種

バラチフス、ジンテリニア及び百日咳の予防接種があり、又定期以外に臨時に行うものとしては、流行チフス、コレラ、ペスト、インフルエンザ、ワイル病、猩紅熱³⁾の予防接種がある。

第31表 定期及び臨時の予防接種の該当年令及び実施の時期

定期に行うもの	病気の種類	初回免疫	追加免疫	実施の時期
痘	腸チフス・バラチフス	生後3才以上4才未満(3回連続)	溝4才以上60才未溝は毎年(1回)	4月、5月、6月
	ジンテリア	生後6カ月から12カ月の間(3回連続)	小学校入学前6カ月以内(1回) 小学校卒業前6カ月以内(1回)	春期3月、4月、5月、6月の4カ月 秋期9月、10月、11月、12月の4カ月
	百日咳	生後2カ月から12カ月の間(1回)	小学校入学前6カ月以内(1回) 小学校卒業前6カ月以内(1回)	春期3月、4月、5月の3カ月 秋期9月、10月、11月
臨時に行うもの	流行チフス	必要ある時2回連続	初回免疫をうけたもので必要なとき1回	
	コレラ インフルエンザ ペスト、ワイル 氏病、猩紅熱			

3) 猩紅熱の予防接種は現在行つていない。

1) 東京都の区の保健所及び政令市にあつては都道府県知事。

2) 東京都の区にあつては保健所長。

なお、定期の予防接種を行つてゐる伝染病についても、法第6條の規定により、まん延の恐れある場合は、臨時に予防接種を行うことができる。日本麻疹及び赤痢の予防接種は法によるものではなく、現在、効提によつて行つてゐる。

実施にあたつては、各個の予防接種施行心得に従つて行う。

予防接種施行心得

予防接種の実施は、厚生省告示に示された各種の予防接種施行心得に従つて行う。

施行心得は、施行時期、使用予防接種液、接種の方法、実施者の一般的な注意、注射場のコンディション、予診、禁忌、消毒、副反応等について詳細に規定をなしたものであり、この施行心得によつて、予防接種の実施は、安全、正確、有効に行われる。

現在、規定されている施行心得は、痘そう、ジフテリア、腸チフス・バラチフス、結核チフス、コレラ、百日咳及びインフルエンザ、の七つの予防接種に関するものである。

いま、これら個々の予防接種施行心得の特徴については、各論でのべることとして、これらの施行心得に一般に共通した事項及びそれに関連ある注意事項について解説することにする。

1) 施行時期

定期の予防接種についてはうける年令が定められており、年間の接種該当者を、その接種年令内に全部終了するためには、この施行時期に従つて年ごとに数回やらねばならぬ。

2) 使用予防接種液(ワクチン)

生物学的製剤検定規則による検定に合格した予防接種液(ワクチン)を使用する。

これは、有効、安全、無害なワクチンを使用させるための規定であり、この製造検定基準は、薬事法第32條、2項の規定によるものである。この規則によつて現行のワクチンは、その製造過程は一定の基準に従つて製造されており、その製品は、各メーカーによつて自家検定をうけた後、国立予防衛生研究所によつて、国家検定をうけることになつてゐる。この検定に合格したワクチンでなければ、使用してはいけない。

3) 予防接種液(ワクチン)の貯蔵法及び有効期間

痘苗を除いて、他のワクチンは、一般に2°Cから5°Cまでの温度において保存する。ワクチン類は一般に、温度及び保存期間によつて、力価の低下を来すものであるから、この規定が設けられた。痘苗は生きたウィールスであるから、その力価も、他のワクチンに比べて、変化しやすく、従つて5°C以下、できれば0°C以下で保存するように定められたのである。なお有効期間についても、痘苗は貯だしの日から2ヶ月以内と定められており、他のワクチンに比べて、その期間は短い。

有効期間については、ワクチン瓶にはつてゐる検定合格の証紙に記載してある。実施の場合には、この証紙に注意すべきである。

4) 実施者の一般的な注意

「常に丁寧な態度で実施にあたり、いやしくも被接種者の取扱いが粗雑に流れないように注意しなければならない」。

これは予防接種は、国民に義務を課しているわけであるから、この義務を果しにくる被接種者に対しては、快く接種をうけるようにすべきである。

なお、この規定が実行されるよう、具体的な方策として、1時間に医師1人が行う接種者数が定められている。痘苗を除く、他の予防接種は、1時間150人、種痘については80人と定められている。この人数は実際の接種者数を考慮したものである。

1) 「」内の文章は、予防接種施行心得の中にあるそのままの文章を用いてある。
以下同じ。

種状況から、経験によつてわりだされたものである。初症が数が少いのは、その手技が他に比して複雑であるからである。

5) 接種を行う場所

「充分に広くて明るい清潔な場所を選び、換気、室温等に注意しなければならぬ。」

一時に大量の被接種者を接種する場合、場内が混雑すると、種々の不都合がおこり易く、引致発生の誘因ともなりかねないので、接種場は充分に広い場所を選ぶべきである。

明るいという事も重要な條件であり、とくに暗いと、あとに述べる予診、及び接種手技の上からも都合が悪い。

なお、予防接種は、安全、無害であるが、少くとも刺激物を生体内に接種するのであるから、接種場所の換気、室温等は最良のコンディションになければならぬ。

6) 予 診

「予防接種施行前に、被接種者の健康状態を尋ね、必要がある場合には診察を行わねばならぬ。」

予防接種は、種々の副作用を伴う場合があり、この副作用を防止するためには、接種前に被接種者の健康状態を尋ね、また医師は被接種者の一般状態について視診をなし、必要な場合には、診察を行つて、重篤な副作用が起らぬよう、深謀な注意を払うべきである。

これは、予防接種の実施に際して、甚だ重要であり、腸チフス・パウチフスの予防接種において、調査された如く、実際によく予診を行つた場合には、その副作用の発生頻度を少くすることができる。

7) 禁 忌

各々の予防接種については、その予防接種液の性質と、被接種者の体质との関連上、接種を行つてはならないグループがある。例えば発疹チフスとの関連上、接種を行つてはならないグループがある。例えば発疹チフス

ワクチンが、鶏卵に対して特異体質を有する者に、禁忌となつてゐる如くである。

しかし、一般的にいつて、予防接種は、次の者については、接種を行うべきではない。

高熱を有する者、心臓及び腎臓の疾患有する者、胸膜淋巴体質の疑心する者等。

なお、個々の予防接種の禁忌については、各論で述べるが、接種を行う医師は、これらの禁忌については熟知しておくべきである。

8) 手指の消毒

「予防接種の施行にあたるものは、その前に手指を消毒しなければならぬ。」

予防接種は、一つの小さな手術と解されるので、手指の消毒は、必須不可欠である。ジフテリアに於ては、この点は特に留意すべきである¹⁾。

9) 接種用器具の消毒

「注射器及び注射針は使用前煮沸によつて消毒することとし、やむを得ない場合でも、先づ5%石炭酸水で消毒し、次いで0.5%石炭酸水又は滅菌水を通して洗つたものを使用しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者1人ごとにこれを行わなければならない。」

ここで、問題となるのは、1人毎に行う注射針の消毒であるが、血清肝炎、流行性肝炎等が、1人毎に針を消毒しない場合に、感染をおこす可能性も充分考えられるので、1人毎の針の消毒は、熟練した接種者の円滑な共同作業によつて、これを実行すべきである。

10) 接種部位の消毒

一般に、予防接種は、上はく、伸側に行う。

消毒剤としては、一般に、アルコール、ヨード・チンキ等を使用する。

1) ジフテリア予防接種は、特に化膿しがやすい。

号証

通
じ

第3章 予防接種の実施 345

ジフテリアの予防接種においては、ヨード・デンキのみを使用する。痘苗にはヨード・デンキは使わない。

11) 予防接種液の振とう

「使用前に、予防接種液は充分に振とうして、こん濁を均等にしなければならない。」

これは、予防接種液は、一種の懸濁液であり、静かに放置しておく時は、そのこん濁は不均等になる恐れがあり、この不均等な液をそのまま注射器に吸いあげて、接種すれば、力価の低い液を接種したり、一定量以上の成分を接種して、副作用を大ならしめる恐れ等があるからである。

12) 接種時の注意

「注射針の先端を皮下にせん刺し、軽く吸引を行つて針先が血管内にせん入していないことを確めた後、薬液を注入しなければならない。」

予防接種液が、血管内に直接に注入される場合は、重篤なる副作用を生じる恐れがある。

13) 予防接種の副反応

予防接種の副反応としては、局所反応、全身反応に分けることができる。
接種実施者は、この副反応については、充分に熟知し、必要なときは、被接種者に説明して、いたずらな不安感をおこさぬようすべきである。
なお、接種場にて、万一、重篤な全身症状の副作用がおきた場合は、実施者は直ちに適当な処置を行う。このためには、実施者は常時、接種場には、緊急処置に必要な薬剤を携行しておいた方がよい。

個々の予防接種の副作用については、各論でのべる。

防疫必携

第1輯 総論

The Manual of Communicable Disease Control Vol. 1
General Description



乱丁、落丁は
取扱いします

定価 Y 800.00

1955年6月10日 第1版第1刷発行

掲者 厚生省防疫課

発行者 金原元

本社 東京都文京区本郷 6~20

発行所 株式会社 機學書院

東京小石川 (92) 2181 2182 2183 2184 2185 2186

東京都文京区本郷5号 電話小石川京 96693

分室 大阪出張所

東京都文京区北品川町 172 大阪市北区中ノ島富安町27

電話新羽込 (82) 0714 電話土佐堀 (44) 5502

専任印刷・小島謹本

No. 623

医学書院発行の同一書籍・複数冊 10冊以上次の割合は 11冊、20冊
割注文の場合は22冊を割注文致します。何卒この制度をご利用下さい。

Printed in Japan (担当) 渡辺・武内